

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 3 月 7 日付鳥取県告示第 122 号）の内容

（告示の内容）

- 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 育夫	岩美郡岩美町大字蒲生字御袴谷上 2585 の 3
-------	--------------------------

- （2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

- （3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

- 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 1（次の図に示す部分に限る。）
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃

岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 2
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 3
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル 260 の 4
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃

田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字中大平ル 262 の 2
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字蒲生字又芽谷 1208
山本 英男	〃
山本 晴雄	〃
山本 和夫	〃
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大石谷 1209
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
山本 英男	〃
山本 晴雄	〃
山本 和夫	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃

田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
岸本 聰	岩美郡岩美町大字蒲生字大石谷 1209 の 1
高橋 節子	〃
佐々木 剛	〃
坂口 梅子	〃
山下 久男	〃
山添 和江	〃
山添松之亮	〃
山本 英男	〃
山本 晴雄	〃
山本 和夫	〃
植田 壽秋	〃
中村萬壽雄	〃
田中 節雄	〃
田中 繁野	〃
堀中 俊英	〃
山本 育夫	岩美郡岩美町大字蒲生字大岩谷 1210
〃	岩美郡岩美町大字蒲生字大山 2582 の 1
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字硯石ヶ谷 416 の 4
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字硯石ヶ谷 416 の 5
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字与吉苜尾 418 の 2
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
山川 壽藏	岩美郡岩美町大字馬場字狼谷 420 の 2
森脇 虎清	〃
田村国三郎	〃
福山 薫	岩美郡岩美町大字白地字猪笹奥 857 の 6

山本 重春	岩美郡岩美町大字白地字猪笹奥 857 の 36
西川和太利	岩美郡岩美町大字白地字猪笹奥 857 の 37
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字佛谷 858 の 13
村上 貞義	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
橋本 照男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくの	〃
西川 勝義	〃
西川和太利	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859 の 1
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859 の 2
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃

山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字桐ヶ畑谷 859 の 3
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字高平ラ 860 の 4
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
橋本 照男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本きくの	〃
西川 勝義	〃
西川和太利	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字大高八 861 の 5
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃

橋本 照男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくこの	〃
西川 勝義	〃
西川和太利	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字大善坊平ラ 864 の 8
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくこの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
橋本 いと	岩美郡岩美町大字白地字大善坊平ラ 864 の 9
橋本 義信	〃
橋本 昌男	〃
山崎 恒雄	〃
山本 重春	〃
山本重太郎	〃
森本さくこの	〃
西川 勝義	〃
村上 貞義	〃
福山 薫	〃
片山 幸治	〃
西川 勝義	岩美郡岩美町大字白地字分条 869 の 9

田中 太朗	岩美郡岩美町大字白地字分条 869 の 11
山本 勝	岩美郡岩美町大字白地字分条 869 の 23

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

道脇 朗	岩美郡岩美町大字相山字荷牛谷 246 の 3
森脇千代子	岩美郡岩美町大字相山字亀ヶ尻奥荒堀 266 の 1
道脇 朗	岩美郡岩美町大字相山字亀ヶ尻奥荒堀 266 の 2
福山 吉蔵	岩美郡岩美町大字白地字向山 832
山本 重春	岩美郡岩美町大字白地字茶屋谷 835
山本 亀吉	岩美郡岩美町大字白地字柿ヶ谷 851 の 2
土師 愛造	岩美郡岩美町大字白地字亀ヶ谷 874 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課